

人事院指令一四―二

各省各庁の長
各行政執行法人の長

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

- 1 当分の間、各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の長は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内（当該療養する必要がある場合にあつては、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限度の期間）において、勤務しないことを承認することができる。

- 2 この指令は、令和三年五月二十七日から施行する。

令和三年五月二十七日

人事院総裁 一宮 なほみ

職 審 一 1 4 4
令和3年5月27日

各 府 省 人 事 担 当 課 長
各 行 政 執 行 法 人 人 事 担 当 課 長 殿

人事院事務総局職員福祉局審査課長

人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する
義務の免除に関する臨時措置について）について（通知）

本日発出された人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の取扱いについては、下記によってください。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために要する往復時間等も、この指令により職務専念義務を免除することができるものである。
- 2 「これに相当すると認められる予防接種」としては、例えば、外国の政府又は外国の地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が考えられる。
- 3 「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。
- 4 各省各庁の長が、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第15条の規定に基づき、職員の健康保持のために講ずる措置として実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた場合において、前項の症状により療養する必要があるときも、本指令によることができる。

以 上